

県南広域振興局長告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年2月27日

県南広域振興局長 菅原健司

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370601379	第一商事株式会社	やちだもの家北上 ヘルパーステーション	北上市立花17地割1番地3	令和8年2月28日